

平成22年  
飯塚市議会会議録第2号  
第2回

平成22年5月12日（水曜日） 午前10時01分開議

●議事日程

日程第3日 5月12日（水曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第53号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
- 2 議案第60号 飯塚市市長の給料の支給の特例に関する条例

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第54号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第55号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））

第4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第56号 副市長の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第57号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 3 議案第58号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 4 議案第59号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること

第5 議会選出各種委員等の選出

第6 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第6号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第7 署名議員の指名

第8 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（森山元昭）

これより、本会議を開きます。総務委員会に付託していました「議案第53号」及び「議案第60号」、以上2件を一括議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。19番 兼本鉄夫議員。

◎19番（兼本鉄夫）

総務委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第53号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」については、執行部から、議案書等に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。その質疑応答の主なものとし

て、今回の改正により影響を受ける市民に対して、普通徴収がいいのか特別徴収による天引きがいいのかといった徴収方法に関して確認を行ったのかということについては、原則特別徴収にしているため確認等は行っていないという答弁であります。

次に、本改正は税を滞納されないための手段として導入したものではないのかということについては、普通徴収によれば納税者が窓口や銀行等に出向く必要があるため、特別徴収による一括徴収という以前の方式に戻したものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、本議案は専決処分であるということ、また、納税者に対して有利に働く改正内容ではないため、承認できないという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 飯塚市市長の給料の支給の特例に関する条例」については、執行部から議案書等に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、減額しようとする市長の給料1ヵ月分の20%とはいくらなのかということについては、19万6400円であるという答弁であります。

次に、今回の使途不明金発生事件に関する調査をどのような体制で、どのように行ったのかということについては、担当部署において今回の事件以外に同様の事案がないか、また使途不明金、未払金がないか、至急調査を行うよう指示を行い、全件調査が終了したという報告を受けたのち、人事課において精査している。また在職している関係者については個別に事情聴取を行ったという答弁であります。

次に、当時の担当者の遺族から使途不明金相当額が返済されたということだが、市として返済を請求したのか、また受け取った際の受取書において、どういった名目で受け取ったと記載したのかということについては、請求は行ってないが、遺族から未払いの分については返済するという申し出があり、筑豊地区観光協議会及び飯塚市伊川温泉観光協会へ返済してもらったものである。また受領した際に領収証等の発行は行ってないが、各業者へ未払金を支払った際の領収証と、使途不明金については各通帳に当該額の振込を済ませた通帳を遺族に提示し、了承してもらったものであるという答弁であります。

次に、今回の事件に関する調査はこれで終了ということなのかということについては、所属からはすべて精査を行った結果ということで報告を受け、人事諮問委員会において処分内容も決定しているため、これをもって調査は終了したと考えているという答弁であります。

次に、筑豊地区観光協議会については本市が平成18年度から20年度まで事務局を努め、21年度より田川市に引き継ぐ予定であったにもかかわらず、今日に至るまで本市が事務局を預かっているのはどういう理由によるものなのかということについては、担当部署の事務が滞っていたものであるという答弁であります。

次に、担当課の事務が滞ったために当該協議会の定期総会を何年も開催しないという場合については、担当部長に指揮を執る責任があるのではないのかということについては、外郭団体にあたる事務については担当課長が事務局の最高責任者であるという答弁であります。

次に、使途不明金については担当職員1人で引き出し、1人で費消したものと判断しているのかということについては、通帳、印鑑を担当職員1人が所持していたため、1人で引き出したものと推測するが、費消した内容については使途不明であり、把握できていないという答弁であります。

次に、平成18年度決算報告が平成20年2月1日に行われたということであり、この2月1日時点では既に15回近い引き出しが行われていることから、少なくとも担当課の幹部職員は使途不明金が存在することを承知していたのではないのかということについては、当時の担当者に任せきりの状態であり把握できていなかったという答弁であります。

次に、以前本市で公金横領事件が発生し、庁議の中で対策等協議を行い、全庁挙げて厳格に臨もうとしていた時期にもかかわらず、今回の事件は発生していた。庁議に出席していた部長職につ

いては、その道義的責任を市長自らが問うべきと考えるが、このことをどう考えているのかということについては、前部長については既に退職していることから、ご理解をお願いしたいという答弁であります。

次に、退職してもきちんと事情を確認し、事実を究明することが市長の責任の果たし方であると考えてるので、身内に甘いと言われることのないよう、市長自身が指揮を振るい、徹底した調査を行ったのちに、市長自身の処分に関する議案を提出し直すべきであると考えてるが、見解はどうかということについては、当該業務が担当者のみ任せきりになっていたということ自体に問題があったと考えている。また、一人の命が失われたことに関しても非常に重く受け止めている次第である。今後このようなことがないよう、担当者のみならずその管理監督者それぞれが責任を持った中で事務を遂行していくようあらためて指示したところであるが、部長職については当該業務にはかかわっていないものであることから、これ以上の追及は難しいと考えているという答弁であります。

以上のような質疑応答ののち、委員の中から、この件に関しては市長の指揮のもと、あらためて十分な調査を行い、その結果に基づいて適切に市長の処分について再検討すべきと考えるので、この議案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告にありました「議案第53号」、並びに、「議案第60号」に反対し討論を行います。

まず、専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）は、65歳未満の公的年金等に関わる所得のある給与所得者の市民税を、給与から天引きすることを基本にするものです。納税の手間を省くためと市民に有利な措置であるかのような説明ですが、本質的には、収入が減少し生活を圧迫される市民からの徴税を確実にするためのものです。市民に不利な制度改定を、市民の意見を聞くこともなく行い、議会に事後承認を求めるやり方を認めることはできません。

次は、飯塚市市長の給料の支給の特例に関する条例案についてであります。これは、市職員による各種関係団体における使途不明金発生事件について、市政の責任者として自らを戒め、その責任を明らかにするためとして、齊藤市長の6月分の給料を2割、19万6400円カットするものです。今回事件については、これで調査を終了するとしています。今回事件について市長は初日の本会議における報告のなかで、「行政への信頼を著しく失墜させることとなり誠に痛恨の極みである」と述べ、公務にかかわって若い市職員が命を失った苦しみはあえて語られませんでした。私は、いま大切なことは、お金の流れはどうなっているのか、預金通帳と印鑑を一緒に持たせていたのはなぜかなど、事実関係をさらに明らかにすることであると考えます。市長の処分は、その結果に基づいて厳格に行うべきであります。これまでの調査のあり方を聞くと、どうしても納得しがたい点があります。

第一は、人事課が統括したとはいえ、調査を行った主体が、事件の舞台となった経済部、商工観光課となっており、身内に甘い調査に陥っていることであります。預金通帳の無断引き出し52回、使途不明金・未払い合わせて780万円余となっている筑豊地区観光協議会は、平成18年度以降、会長は齊藤市長、本市が事務局です。齊藤市長がこの間一度だけ招集した定期総会は平成20年2月4日におこなわれましたが、監査はその3日前、監事である嘉麻市商工観光課長に

よっておこなわれました。本市商工観光課によると預金通帳を持っていったとの説明であります。この預金通帳は、その段階ですでに15回近い引き出しによって270万円程度が引き出された記録があったのであり、本市商工観光課は監査を受けるに当たり、それを知っていたはずであります。

その疑惑をさらに深めさせるのは、その後、今日に至るまで齊藤市長によって定期総会が招集されず、監査も受けていないことです。市執行部は規約違反であることは認めたものの、事務が滞ったためなどといって、平成21年度以降も田川市に引継ぎをしなかったことにも、頬被りをつけようとしています。しかし、この団体には滞るほどの事務がないのは、収支決算書を一目ただけでわかります。ほかに理由があるのは明らかです。その理由とは、経済部、商工観光課の幹部ぐるみの使途不明金隠しではないのか、この観点からも調査が必要です。伊川温泉観光協会の分も合わせると、4年間で無断引き出しは121回、651万円に達しています。ひとりで私的に費消されたとは認められず、公務に関わって使用されたこともないので、現金の流れはわからなかったとの説明であります。調査というのはそこからスタートすべきなのに、お金がどこかにプールされている可能性はないのか、預金の引き出しがおこなわれた日の前後に、たとえば、経済部関連のレセプション、工業団地視察などの公的な行事がなかったかどうかさえも、まったく調べようともしなかったことがわかりました。経済部と商工観光課の幹部任せ、身内の調査には限界があり、第三者機関による徹底した調査が必要です。

第二は、退職していることを理由に、前経済部長にはまともな事情聴取を行わず、平成18年度当時の商工観光課長にはまったく話を聞いていないことであります。

平成18年8月24日、生活保護費横領事件の発生を受けて各課長宛に緊急に行われ9月4日までに提出された、各種団体等公金外現金取扱事務処理状況調査票には、亡くなった担当職員の署名があります。筑豊地区観光協議会について、市長が会長職、飯塚・直方・田川で3年ごとの持ち回り18年度から20年度、会長市が併せて事務局を持ち会計を行う。事務局を直方市から引き継いだばかりで、実際の運用はまだ行っていない。今のところ、事務局長を商工振興課長とし、支出伺いを取って、支出後は振込依頼書及び通帳を確認してもらうようにしている。通帳と印鑑を別人が管理し、通帳の残高については、定期的一ヶ月ごとに確認してもらうと報告しているんです。

当時の商工振興課長宛の調査票ですから、課長の責任で提出されたものです。それがなぜ、その後4年間も、この職員が預金通帳と印鑑を一緒に持つことになったのか。この特例を誰が認め続けたのか、いちばんに聞くべき相手が当時の商工振興課長のはずであります。本人も話したいことがあるかもしれないのに、人事課長は最初から事情聴取の対象外と決め付けたわけでありました。このように人事課のスタンスでは、真相に迫れないということが明らかになっています。

前経済部長は、平成12年度から商工振興課長補佐兼産学振興係長、平成14年度から商工振興課長、平成16年から経済部長を務め、平成21年3月退職したあと、市の紹介で福岡ソフトウェアセンターに勤務し、現在、専務理事であります。この経歴からわかるとおり、平成15年の公金外現金横領事件、平成18年には生活保護費横領事件の発生、それに伴う厳格な事務処理指示を十分に承知しているはずであります。無断引き出しが始まって3年後に退職していますが、その間に発生した使途不明金、および未払い額は合わせて718万円に上ります。部長としての責任は小さくはありません。調査結果にもとづいて、しかるべき責任を求めてしかるべきと考えます。

とくに、預金通帳を見たことはないのか、使途について心当たりはないのかはもちろん、筑豊地区観光協議会の定期総会を招集しなかったのはなぜか、田川市への引継ぎ準備を指示しなかったのはなぜかなど、聞かなければなりません。前経済部長を勤め先である福岡ソフトウェアセンターに訪ね、現在の経済部長、総務部長、何年もなじんできた後輩の幹部が、しばらく話した程度では調査したことにはならないのであります。

齊藤市長が、すでに退職しているなどという、前経済部長に正式な調査を行わず、道義的責任も求めず、かえって、職を途中で投げ出すのを認めた前職に代えて、上下水道事業管理者に迎え入れるとするなら、第2期齊藤市政の行く末はきわめて深刻といわざるをえません。

以上のとおり、市長の給料を1ヶ月分の2割だけカットする今回議案は、自己に対する処分はわずか19万6400円の減給にとどめて、未解明の今回事件の調査を打ち切るものであり、到底認めるわけにはいきません。これで私の討論を終わります。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第53号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第60号 飯塚市市長の給料の支給の特例に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は委員長報告のとおり原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第54号」を議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。22番 原田佳尚議員。

◎22番（原田佳尚）

厚生委員会に付託を受けました「議案第54号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、今回の改正により医療給付分の賦課限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額が12万円から13万円に引き上げられることにより、負担増となる世帯数はどのように変化するかということについては、医療給付分については436世帯から381世帯、後期高齢者支援金分については442世帯から371世帯になるという答弁であります。

次に、特例対象被保険等の税額の計算において、総所得金額中の給与所得金額を100分の30に相当とする特例措置の申請数はどれくらいあるかということについては、4月1日から受付を行い、5月6日現在で34名からの申請を受けている。従前の予測よりは少ないが、仮に今後遅れて申請される方についても遡って適用することとなるとの答弁であります。

以上のような質疑応答の後、委員の中から本案は国の改正に伴うものではあるが、施行に際しては市民の経済状況や影響等の検討や、市民への説明の徹底を行うべきであると考えるなどの理由により、本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。4番 楡井莞爾議員。

◎4番（楡井莞爾）

おはようございます。日本共産党の楡井莞爾です。私は、ただいま行われました厚生委員長報告のうち「議案第54号」について反対討論を行います。本議案には飯塚市国民健康保険税条例一

第24条の2項として倒産や解雇や雇い止めなどによる所得減の人たちに対する配慮が新しく定められて、その申請が遅れても遡って実施されるという内容があります。これは、派遣切りが社会問題となる前から我が党が国民とともに要求もし、運動もしてきたものの反映でもあると思います。したがって、ここは賛同できるものであります。しかし、一方で税額の上限を医療費分で47万円を50万円に3万円、後期高齢者医療分を12万円から13万円に合わせて4万円も引き上げる内容を含んでおります。質疑の結果、医療費分50万円になる世帯が381件。後期高齢医療分130万円になる世帯が371件となり、改定前と比べそれぞれ55件、69件減少することが明らかになりました。それでも税収は医療分で1169万円、法定高齢医療分で391万円、合計1560万円ふえることになるのであります。このことは、所得はふえていないのに税額はふえるということになり、苦しい市民の家計に負担を押しつけるものとなります。また、全体としても負担感を増大させることは否めません。さらに、国の法律が3月31日施行で、条例の実施が4月1日ということでは、市民へは何の説明もなされないまま専決処分とするやり方、これは市民に心を寄せるという姿勢とは言えないのではないのでしょうか。遅れて実施してもペナルティーはありません。そうであれば、市民生活の実態を調べ、説明も行って決めるべきではなかったかと考えるわけであります。以上の点を指摘して、私の反対討論といたします。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第54号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は委員長報告のとおり承認されました。

市民文教委員会に付託してありました「議案第55号」を議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。29番 梶原健一議員。

◎29番（梶原健一）

市民文教委員会に付託を受けました、「議案第55号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件）」）について、審査した結果を報告いたします。

本案については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり承認すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第55号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件）」）の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、承認されました。

「議案第56号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

◎市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第56号の「副市長の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。議案第56号は、平成22年5月16日付けをもって任期満了となります副市長につきまして、飯塚市西町2番88号 田中秀哲氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（森山元昭）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第56号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました田中秀哲さんからあいさつをしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。田中秀哲さん。

田中秀哲

皆様おはようございます。一言ごあいさつ申し上げます。飯塚市も合併5年目に入り新たな段階に入る大変重要な時期に、浅学菲才な私にご同意を賜りまして誠にありがとうございます。私は、今その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。これからは全職員とともに2期目の齊藤市政を支え13万2千余市民皆さんの方の福祉の向上、市政発展のために最善を尽くす覚悟でございます。今後は、市議会議員皆様のご支援とご指導を切にお願い申し上げまして甚だ簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（森山元昭）

「議案第57号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」および「議案第58号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

◎市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第57号及び議案第58号の「教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。議案第57号及び議案第58号の2件につきましては、平成22年5月16日付けをもって任期満了となります本市教育委員会委員につきまして、飯塚市宮町2番33号 片峯誠氏、飯塚市椿22番地9 大隈恵子氏を同委員に選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（森山元昭）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしま

した。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第57号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

次に、「議案第58号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました片峯誠さん、ならびに大隈恵子さんから、あいさつをしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。はじめに片峯誠さん。

片峯誠

ただいま、皆様のご同意によりまして教育委員に就任することになりました片峯誠でございます。ふるさとそして飯塚市の子どもたちのために自分が何をなすべきか。絶えず問い続け、誠心誠意職務にあたる所存でございます。学校現場経験や教育行政経験を生かしながら子どもたちの将来のために教育の実現を図るべく鋭意努力いたしますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(森山元昭)

次に大隈慶子さん。

大隈恵子

本議会にて皆さまから同意をいただいた。大隈恵子でございます。私は今、まだ子育ての最中ですが、本当に微力なんですけど飯塚市の教育の振興と発展のために一生懸命努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長(森山元昭)

次に、「議案第59号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

◎市長(齊藤守史)

ただいま上程されました議案第59号の「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。議案第59号は、平成22年5月16日付けをもって任期満了となります本市監査委員につきまして、識見を有する者として、嘉麻市漆生672番地2 宇都口洋一氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(森山元昭)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。



（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第59号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました宇都口洋一さんから、あいさつをしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。宇都口洋一さん。

宇都口洋一

ただいま監査委員としてご選任をいただきました宇都口でございます。就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。再び、飯塚市の監査委員として選任をされ緊張で身の引き締まる思いでございます。監査委員としてその職務の重要性を深く認識し、公正かつ厳正なる監査を行うことによりその職責を果たしてまいりたいと思います。議員の皆様方、並びに執行部の皆様方のご支援とご指導をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（森山元昭）

「議会選出各種委員等の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員等の選出については、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。企業立地促進審査会委員、中小企業融資制度審議会委員および農業振興地域整備促進協議会委員に10番 小幡俊之議員を指名いたします。

お諮りいたします。企業立地促進審査会委員、中小企業融資制度審議会委員および農業振興地域整備促進協議会委員に10番 小幡俊之議員を選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしましたとおり、企業立地促進審査会委員、中小企業融資制度審議会委員および農業振興地域整備促進協議会委員に10番 小幡俊之議員を選出することに決定いたしました。

次に、飯塚市防災会議委員に1番 森山元昭議員、2番 田中廣文議員、6番 市場義久議員、19番 兼本鉄夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。飯塚市防災会議委員に1番 森山元昭議員、2番 田中廣文議員、6番 市場義久議員、19番 兼本鉄夫議員を選出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしましたとおり、飯塚市防災会議委員に1番 森山元昭議員、2番 田中廣文議員、6番 市場義久議員、19番 兼本鉄夫議員を選出することに決定いたしました。

「報告第6号 専決処分報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」についての報告を求めます。土木管理課長。

◎土木管理課長（伏原和也）

「報告第6号 専決処分報告」についてご報告いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決処分をいたしましたので、

同条第2項の規定に基づき報告をおこなうものでございます。議案書の15ページをお願いいたします。

本件の事故は、平成22年2月21日、日曜日午後2時ごろ、川津地内の市道目尾・久保白線において、当事者が幸袋から横田方面へ走行中、店舗に入るため車道から歩道に進入したところ、私有地との境界ブロックの一部が突き出していたことに気づかず通過したため、車両底部及びホイールを損傷したものであります。事故によります過失は、市が30%ということで示談が成立し、解決しております。なお、損害賠償額は修理費用額288,530円のうち、市の過失30%である86,559円となっております。道路の点検補修につきましては、日ごろより市報での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて参ります。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（森山元昭）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。3番 川上直喜議員、33番 藤本孝一議員。

以上をもちまして、本臨時会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成22年第2回飯塚市議会臨時会を閉会いたします。おつかれさまでした。

午前10時47分 閉会

△出席及び欠席議員

( 出席議員 34名 )

- 1番 森山元昭
- 2番 田中廣文
- 3番 川上直喜
- 4番 榆井莞爾
- 5番 佐藤清和
- 6番 市場義久
- 7番 西 秀人
- 8番 木下昭雄
- 9番 芳野 潮
- 10番 小幡俊之
- 11番 八児雄二
- 12番 田中裕二
- 13番 上野伸五
- 14番 鯉川信二
- 15番 田中博文
- 16番 濱本康義
- 17番 人見隆文
- 18番 柴田加代子
- 19番 兼本鉄夫
- 20番 藤浦誠一

2 1 番 秀 村 長 利  
2 3 番 道 祖 満  
2 2 番 原 田 佳 尚  
2 4 番 松 本 友 子  
2 5 番 吉 田 義 之  
2 6 番 古 本 俊 克  
2 7 番 瀬 戸 元  
2 8 番 永 末 壽  
2 9 番 梶 原 健 一  
3 0 番 安 藤 茂 友  
3 1 番 永 露 仁  
3 2 番 岡 部 透  
3 3 番 藤 本 孝 一  
3 4 番 東 広 喜

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	井 上 富士夫
次長	安 永 円 司
調査担当主査	許 斐 博 史
議事係長	久 世 賢 治
書記	淵 上 憲 隆
書記	高 橋 宏 輔
書記	有 吉 英 樹

説明のため出席した者

市長	齊 藤 守 史
副市長	上 瀧 征 博
教育長	森 本 精 造
企画調整部長	小 鶴 康 博
総務部長	野見山 智 彦
財務部長	実 藤 徳 雄
経済部長	橋 本 周
市民環境部長	白 水 卓 二
児童社会福祉部長	高 倉 孝
保健福祉部長	大久保 雄 二
公営競技事業部長	加 藤 俊 彦
都市建設部長	定 宗 建 夫
上下水道部次長	杉 山 兼 二

教育部長	小 田 章
生涯学習部長	田子森 裕 一
行財政改革推進室長	池 口 隆 典
企業誘致推進室長	遠 藤 幸 人
会計管理者	大 塚 秀 明
土木管理課長	伏 原 和 也

議 長

副議長

署名議員 番

署名議員 番